

瀬戸内海の環境の保全に関する岡山県計画 用語集

No.	用語	説明	P
ア～	赤潮	海域における富栄養化に伴う現象の一つで、プランクトンが異常に増殖する現象。プランクトンの種類によっては海面が赤色や赤褐色に変わることがある。夏期に発生しやすく、魚介類のえらをつまらせたり酸欠状態にさせるため、漁業被害につながる。	15
	アッケシソウ	細胞中に高い濃度の塩分を含み、塩分に耐える性質を持つ塩生植物の一種。1896年北海道厚岸湾で発見され、交易により瀬戸内海に定着したと推測されている。	6
	アマモ	本県の海域でアマモ場を構成するのは、主にアマモ科アマモ属のアマモで、稲に似た細長い葉を持つ多年生の種子植物である。根を張って栄養を吸収するため、底が砂や泥で比較的浅く、穏やかな場所に繁茂する。 繁殖方法は種子によるものと地下茎の枝分かれによるものがあり、春から初夏にかけて種子をつくる。種子は泥中で越冬し、冬に発芽する。この時期に地下茎も伸長して枝分かれし、新たな芽を出して生長する。魚介類の繁殖場所等になることから、本県の沿岸では備前市、笠岡市等でアマモ場の再生活動が行われている。	6
	海砂利採取跡の窪地	瀬戸内海では、1970～2000年頃にかけて、コンクリート骨材や埋立地の底質改良材として海底に堆積した海砂利の採取が盛んに行われた。本県では、平成15年4月から採取が全面禁止されたが、粘土層の露出、採取跡地に生じた10～数十mの窪地が問題となっている。	2
	栄養塩類	海水中に溶解している硝酸塩、亜硝酸塩、アンモニウム塩、ケイ酸塩、リン酸塩等の無機塩類の総称で、植物プランクトンや海藻等の栄養となる。	2
	エコツーリズム	観光旅行者が、自然観光資源について知識を有する者から案内又は助言を受け、当該自然観光資源とふれあい、これに関する知識及び理解を深めるための活動のこと。	16
	エコファーマー	「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき、「土づくり」、「化学肥料の使用低減」、「化学合成農薬の使用低減」に一体的に取り組む5年後を目標とした計画を作成し、計画が適正であると県知事が認定した農業者の愛称のこと。	37
	塩性湿地	塩分の混じる水によって湿潤な環境となっている湿地。ヨシ・アカザ類等が優占し、アッケシソウがみられる場所もある。一般に干潟の後背部に発達することが多い。本県では、瀬戸内市の錦海塩田跡地、浅口市のアッケシソウ自生地などが有名である。	6
	塩生植物	土壌中の塩分濃度が高い(0.2～0.25%以上)土地に生育する植物のことであり、干潟、河口、塩跡湖、塩田跡などにみられ、塩分の吸収を制御したり、塩分を植物体外に分泌排出する塩類濃度調節機構を持っていることが知られている。	6
	汚濁負荷量 (生活系、産業系、その他)	河川、海域等を汚濁する物質の総量のこと。 生活系・・・一般家庭から排出される生活雑排水、下水道や合併処理浄化槽の排水等に含まれる汚濁物質 産業系・・・工場・事業場の排水に含まれる汚濁物質 その他・・・畜産施設の排水や、山林、水田等の土地から流出する汚濁物質	3

カ～	海岸漂着物等	「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」においては、海岸に漂着したごみその他の汚物又は不要物及び海岸に散乱しているごみその他の汚物又は不要物をいう。岡山県海岸漂着物等対策推進地域計画においては、海岸に漂着又は散乱しているごみ等である海岸漂着物、漂流物である漂流ごみ及び海底の堆積物（水底土砂は除く。）である海底ごみとする。	27
	海岸保全施設	海岸法において、海岸保全区域とは、海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するため、海岸保全施設を設置し、その管理を行う必要があると認めるときに都道府県知事が指定する防護すべき海岸に係る一定の区域。とされており、海岸保全施設とは、海岸保全区域内にある堤防、突堤、護岸、胸壁、離岸堤、砂浜、その他の海水の侵入による侵食を防止する施設のこと。	14
	化学的酸素要求量 (COD)	Chemical Oxygen Demand の略。水中の有機物を酸化剤で化学的に分解した際に消費される酸素の量で、湖沼、海域の有機汚濁を測る指標。有機汚濁物質が多いほど高い数値を示す。 75%値→環境基準達成率（海域）	3
	化学物質排出移動量届出制度 (PRTR 制度)	Pollutant Release and Transfer Register。環境汚染物質排出移動登録のこと。人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質について、事業所から環境（大気、水、土壌）に排出した量と廃棄物として処理するために事業所外に移動させた量を、事業者が自ら把握して届け出るとともに、行政機関がこれらのデータを公表することにより、事業者による有害化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境保全上の支障の未然防止を図るための手法。我が国では、平成 11 年に本制度の導入を目的とした「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」が制定され、平成 14 年 4 月から本格施行された。	24
	合併処理浄化槽	生活排水のうち、し尿と雑排水を併せて処理することができる浄化槽のこと。これに対して、し尿のみを処理する浄化槽を単独処理浄化槽という。水質汚濁の原因として生活排水の寄与が大きくなっており、下水道の整備等と並んで、合併処理浄化槽の普及が求められている。	21
	カブトガニ	カブトガニ目カブトガニ科の節足動物。その姿形は、約 2 億年前からほとんど変わっていないため、「生きている化石」と言われる。本県では笠岡湾が生息地として知られ、干拓事業により生息環境が悪化し、一時、ほとんど姿が見られなくなったが、幼生保護などの取組により、回復しつつある。	8
	ガラモ	褐藻類のホンダワラ科に属する海藻の総称で、岩などに付着し、大きい種では数 m に生長する。空気を含んだ気泡と呼ばれる器官を持ち、浮力により海中に立ち上がるができる。 ガラモで構成される藻場はガラモ場と呼ばれ、甲殻類や魚介類の生息場となる。本県の海域では、アカモク、ヒジキ、タマハハキモク、ノコギリモク等が見られる。	6
	環境基準	健康保護と生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準として、物質の濃度や音の大きさというような数値で定められているもの。この基準は、環境保全に関する施策を進めていく上での行政上の目標として定められたもので、ここまでは汚染してもよいとか、これを超えると直ちに被害が生じるといった意味で定められるものではない。	3

環境基準の達成率（海域）	<p>1 COD</p> <p>(1) 類型指定された水域の環境基準点における水質（COD）の75%値が環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。  （注）75%値とは、年間のn個の日間平均値の全データをその小さいものから順に並べたとき、<math>0.75 \times n</math>番目（整数でない場合は、端数を切り上げた整数番目）にくるデータをいう。</p> <p>(2) 複数の環境基準点が存在する水域においては、全ての環境基準点において環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。</p> <p>2 全窒素及び全燐（海域）</p> <p>(1) 類型指定された水域の環境基準点における表層の年間平均値が環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。</p> <p>(2) 複数の環境基準点が存在する水域においては、各環境基準点における表層の年間平均値を、当該水域内の全ての環境基準点について平均した値が環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。</p>	3
環境配慮型構造物	生物の生息空間の再生・創出に配慮した緩傾斜護岸や生物共生型護岸、海水交換型の防波堤等の構造物のこと。	20
汽水域	海水と淡水が混じった状態になっている場所のこと。	12
漁業集落排水施設	漁業集落の生活環境の向上や、漁港・河川等の水質保全を目的として、し尿や生活雑排水を処理するための処理施設のこと。	23
グリーンツーリズム	緑豊かな農山漁村でゆっくりと滞在し、訪れた地域の人々との交流を通じて、その自然、文化、生活、人々の魅力に触れ、農山漁村でさまざまな体験などを楽しむ余暇活動のこと。	28
クリーンライフ100構想	汚水処理人口普及率100%を目指し、下水処理施設の整備をより一層効率的かつ適正に進めるため、市町村が地域の実情を踏まえて策定した計画を取りまとめた本県における下水処理施設の整備に関する総合的な計画。下水道、集落排水、合併処理浄化槽等の生活排水処理施設の整備は、この構想に従い実施されている。	22
クロロフィルa	植物、藻類等に広く含まれる光合成色素の一種のこと。	38
景観行政団体	景観法に基づき、景観行政を担う主体となる自治体。都道府県、政令市、中核市は必ず景観行政団体となり、その他の市町村は、都道府県知事との協議を経て景観行政団体になる。景観行政団体は、景観計画の策定、景観重要建造物群及び景観重要樹木の指定、景観協定の認可等の独自の景観行政を行うことができる。	27
健康項目	<p>水質汚濁に係る環境基準のうち、人の健康の保護に関する項目。</p> <p>カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、ヒ素、総水銀、アルキル水銀、ポリ塩化ビフェニル（PCB）、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサンの27項目。</p>	3

	公益財団法人国際エメックスセンター	エメックスとは、閉鎖性海域の環境管理を意味する Environmental Management of Enclosed Coastal Seas の頭文字 EMECS からきている。 瀬戸内海、チェサピーク湾（米国）、バルト海（北ヨーロッパ）など世界の閉鎖性海域の環境保全の問題を解決するために、研究・政策・市民活動・教育・産業活動の幅広い分野で、沿岸海域のみならずその集水域も含めたエリアを対象に、国際的に総合的な交流を行うことを目的として平成6年に国際エメックスセンターとして設立され、平成24年に公益財団法人に移行した。	35
	公益社団法人瀬戸内海環境保全協会	瀬戸内海の環境保全に関する意識の高揚、調査研究、指導助成などの事業を行うことにより、比類のない景勝地であり、漁業資源の宝庫でもある国民共通の財産たる瀬戸内海の環境保全に資することを目的として昭和51年に社団法人として設立された。平成28年現在、13府県、7政令市、15中核市、17団体が正会員となっている。	33
	公共下水道	公共下水道とは、主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものをいう。 また、公共下水道のうち市街化区域（市街化区域が設定されていない都市計画区域にあつては、既市街地及びその周辺の地域）以外の区域において設置されるもので、処理対象人口が概ね1,000人未満で水質保全上特に必要な地区において設置されるものを特定環境保全公共下水道という。	22
	国際拠点港湾	国際戦略港湾以外の港湾であつて、国際海上貨物輸送網の拠点となる港湾で、全国18箇所（本県では水島港1箇所）に設置されている。	10
サ～	最終処分場	廃棄物は、資源化又は再生利用される場合を除き、最終的には埋立処分される。産業廃棄物の場合は、埋め立てる産業廃棄物の環境に与える影響の度合いによって、遮断型処分場、管理型処分場、安定型処分場の三つに分けられる。	30
	栽培漁業	水産資源の種苗を人為的に生産し、これを放流して自然環境の中で育成させて漁獲すること。 天然の海で最も減耗の大きい時期を人間の管理下におき、その後は自然の海の生産力を利用して資源を増大させ、これを漁獲するという種苗生産から漁獲までの一連の漁業生産システムと考えることもできる。	30
	里海	自然生態系と調和しつつ、人手を加えることによって生物多様性の確保と生物生産性の維持が図られている豊かで美しい海域のこと。	17
	産業廃棄物処理税	本県では平成15年から導入された税制で、産業廃棄物の最終処分場への搬入に課税し、循環型社会の形成に向けて、産業活動の支援、適正処理の推進、意識の改革の3種類の用途を中心に活用されている。	30
	資源管理型漁業	使用すれば無くなる鉱物資源と異なり、水産資源の持つ移動、成長、再生産、多年齢等の生物的側面を利用して漁獲量の総量規制、減船・休漁等の漁獲努力量の削減、種苗放流等による資源の培養、漁場環境の改善、収益の改善等の管理を行い、長期にわたって利用を確保すること。	30
	自然海岸	海岸が人工によって改変されないで自然の状態を保持している海岸のこと。 （→半自然海岸、→人工海岸）	2

自然海浜保全地区	瀬戸内海に残された自然海浜の保全とその下での海水浴等のレクリエーション利用を図るため、岡山県自然海浜保全地区条例に基づき、瀬戸内海の内海及びこれに面する海面のうち、「水際線付近において砂浜、岩礁その他これらに類する自然の状態が維持されているもの」、「海水浴、潮干狩り、その他これらに類する用に公衆に利用されており、将来にわたってその利用が行われることが適当であると認められるもの」として指定された区域。本県では8地区を指定しており、瀬戸内海全体では91地区が指定されている。	18
自然環境保全地域	自然環境法に基づいて、国が、優れた自然環境を維持している地域を自然環境保全地域として指定する場合と、岡山県自然保護条例に基づき、県が指定する場合がある。県自然環境保全地域は、天然林や野生生物の生息地、湖沼、湿原など優れた自然の地域で10ha以上のものを指定している。	15
自然植生	集散様々な形態をとる植物集団のうち、人為的に改変されていないもののことをいう。	8
し尿処理施設	し尿及び浄化槽汚泥を処理する施設のこと。	23
重要港湾	国際戦略港湾及び国際拠点港湾以外の港湾であって、海上輸送網の拠点となる港湾その他の国の利害に重大な関係を有する港湾で、全国103箇所（本県では岡山港、宇野港の2箇所）に設置されている。	11
順応的管理	自然の環境変動により当初の計画では想定しなかった事態に陥ることや、歴史的な変化、地域的な特性や事業者の判断等により環境保全・再生の社会的背景が変動することをあらかじめ管理システムに組み込み、目標を設定し、計画がその目標を達成しているかをモニタリングにより検証しながら、その結果に合わせて、多様な主体との間の合意形成に基づいて柔軟に対応していく手段のこと。	17
人工海岸	港湾、埋立、浚渫、干拓等により、人工的につくられた海岸等、潮間帯に人工構築物がある海岸のこと。（→自然海岸、→半自然海岸）	7
水源涵養機能	森林の水源涵養機能とは、樹木や土壌が水を保持し、大雨が降った時の急激な河川等の増水を抑え（洪水緩和）、しばらく雨が降らなくても水の流出が途絶えないようにする（水資源貯留）など、水源山地から河川に流れ出る水量や時期に関わる機能のこと。	15
水質総量削減制度	水質総量削減制度は、人口、産業の集中等により汚濁が著しい広域的な閉鎖性海域の水質汚濁を防止するための制度であり、昭和53年に「水質汚濁防止法」及び「瀬戸内海環境保全特別措置法」の改正により導入された。	6
3R (スリーアール)	廃棄物の発生抑制（リデュース：Reduce）、再使用（リユース：Reuse）、再生利用（リサイクル：Recycle）の頭文字をとったもの。平成11年の産業構造審議会において「循環型経済システムの構築に向けて」（循環経済ビジョン）が取りまとめられ、その中で従来のリサイクル対策を拡大して廃棄物の発生抑制や再使用を含んだ3Rの取組を進めていくことが必要であると提言された。これを受け、以後、廃棄物、リサイクル法体系が整備された。	28

生活環境項目	水質汚濁に係る環境基準のうち、生活環境の保全に関する項目。 水素イオン濃度 (pH)、溶存酸素量 (DO)、生物学的酸素要求量 (BOD)、化学的酸素要求量 (COD)、ノルマルヘキサン抽出物質 (油分等)、浮遊物質 (SS)、大腸菌群数、全窒素、全燐、全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 (LAS) の 12 項目。	3
生態系サービス	生態系が提供する様々な物質や機能の総称。食料、木材、繊維等の物資を供給する「供給サービス」、気候の調整、大気や海洋の化学組成の調整などの「調整サービス」、精神的充足、美的な感動などの「文化的サービス」、栄養塩の循環、一次生産、土壌形成などの「基盤サービス」に分けられる。	14
生物生産性	一定地域内で一定時間に生物により合成される有機物量のこと。生物生産は、生物の生活にとって最も基本的な機能の一つであり、生態系における物質循環の駆動力となっている。	16
生物多様性	地球上の生物の多様さとその生息環境の多様さをいう。生態系は多様な生物が生息するほど健全であり、安定しているといえる。地球上の生物種、生態系及び遺伝子の多様性を保護するため、「生物の多様性に関する条約」が採択され、我が国は 1993 年 5 月に批准している。	6
生物多様性地域戦略	都道府県及び市町村が、生物多様性の保全と持続可能な利用のために各地域の自然的社会的条件に応じたきめ細かな取組を推進するために策定する計画。 平成 20 年 6 月に施行された生物多様性基本法において地方公共団体の責務が示されるとともに、生物多様性国家戦略を基本とした生物多様性地域戦略の策定が地方公共団体の努力義務として規定された。	36
瀬戸内海環境保全知事・市長会議	昭和 40 年代の高度経済成長期に水質汚濁が進み、“瀬死の海”と呼ばれた瀬戸内海の水質の改善をはじめとする環境の保全を推進するために積極的な広域行政を進めようと、昭和 46 年に関係府県市が集って結成された。平成 28 年度現在、13 府県、23 沿岸市で構成されている。	33
瀬戸内海環境保全特別措置法	瀬戸内海は、古来より優れた自然景勝地であるとともに貴重な漁業資源の宝庫であるという恵まれた自然条件を有しているが、その周辺に産業や人口が集中した昭和 40 年代に水質の汚濁が急速に進行したことなどを背景に、水質保全対策等を強力に推進することが必要となり、昭和 48 年に瀬戸内海環境保全臨時措置法が制定された。昭和 53 年には赤潮等による被害に対する富栄養化対策を含む新たな施策が加えられた恒久法として瀬戸内海環境保全特別措置法に改正された。新たな課題等に対応するため、平成 27 年 10 月に改正された。	1
全窒素	窒素を含む化合物の総称。排水及び天然水中に存在する窒素化合物の形態を大別すると、無機態窒素と有機態窒素の二つに大別される。 無機態窒素・・・アンモニウム態窒素 (NH <sub>4</sub> -N)、亜硝酸態窒素 (NO <sub>2</sub> -N)、硝酸態窒素 (NO <sub>3</sub> -N) 有機態窒素・・・人間などの生活廃棄物などに含まれるアミノ態、蛋白態などの含窒素有機化合物、その他工場排水中に含まれる含窒素有機化合物など。	3
全燐	燐を含む化合物の総称。排水中の燐化合物は有機態燐、無機態燐の二つの形態に大別される。 排水及び天然水中の燐化合物の挙動は極めて複雑で、水中の微生物活動及び化学的作用を受けて、燐化合物の形態は変化しやすい。最終的には酸化及び加水分解を受けてオルト燐酸塩になり、溶存状態又は懸濁状態で存在する。	3

タ～	ダイオキシン類	ポリ塩化ジベンゾーパラージオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン及びコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）をまとめてダイオキシン類と呼ぶ。ダイオキシン類は物を燃焼する過程などで非意図的に生成する物質である。毒性については、高濃度の暴露においては、人に対する発がん性があるとされている。環境基準、排出規制、環境調査の実施等がダイオキシン類対策特別措置法により平成12年1月に定められた。	24
	多自然川づくり	河川全体の自然の営み、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全、創出するために河川管理を行うこと。	21
	特定環境保全公共下水道	→公共下水道	22
ナ～	内分泌かく乱作用	外因性の化学物質が内分泌系に影響を及ぼすことにより、生体に障害や有害な影響を引き起こすこと。	24
	二次林	原生林（その土地本来の植生）が破壊された後に生じた狭義の二次林、さらに二次林が破壊された後に生じた二次林（三次林）なども広く含めて用いられる。 ふつう、伐採・風水害による倒木、山火事などにより原生林が破壊された後に自然に成立した森林で、主に陽樹（太陽光を好む樹木）より成る。薪炭生産のために伐られた後が自然に再生したものも二次林であるが、これを雑木林という。雑木林・アカマツ林など薪や落葉を採るために仕立てた林も二次林に含まれる。原生林と二次林を合わせて天然生林といっている。	8
	農業集落排水施設	農業集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水等を処理し、農業用排水の水質の汚濁を防止し、農村地域の健全な水循環に資するとともに、農村の基礎的な生活環境の向上を図る施設のこと。	23
ハ～	半自然海岸	道路、護岸、テトラポット等の人工構築物で海岸の一部に人工が加えられているが、潮間帯においては自然の状態を保持している海岸（海岸に人工構築物がない場合でも、海域に離岸堤等の構築物がある場合は、半自然海岸とする。）のこと。（→自然海岸、→人工海岸）	2
	干潟	潮の干満により、定期的に冠水と干出をくり返す平坦な砂泥質の海岸地形のこと。多毛類、カニ類、二枚貝類、巻貝類といった底生生物が豊富に生息し、これらをエサに大型動物の鳥類や魚類が来遊する。干潟の価値は、このような多様な生物の生息空間であることに加えて、海水浄化の機能にある。	2
	風致地区	都市における風致を維持するために定められる都市計画法第8条第1項第7号に規定する地域地区のこと。「都市の風致」とは、都市において水や緑などの自然的な要素に富んだ土地における良好な自然的景観であり、風致地区は、良好な自然的景観を形成している区域のうち、土地利用計画上、都市環境の保全を図るため風致の維持が必要な区域について定めるもので、建築物の建築その他工作物の建設（建ぺい率、高さ、壁面後退）、建築物等の色彩の変更、木竹の伐採等の行為に許可が必要となる。	27

	物質循環	地球あるいは生態系での物質の循環で、地球環境を維持するために最も重要なしくみのこと。地球上の物質は、生物及び地球化学的な働きによって化学的あるいは物理的に形を変えながら1つの貯留場所からほかの貯留場所へ移動し、全体として循環している。例えば、生物体の有機物を構成する元素は環境から取り込まれるが、生物が死ぬと分解されて無機化し、再び環境へ戻される。	6
	文化的景観	田や畑などの農耕地、里山、漁場などの川や海の近辺等には、地域の人々が自らの生活や生業のあり方を土地に刻みつけることによって、長い時間が経つうちに形作られてきた「原風景」ともいべき独特の風景がある。人と自然との関わりの中で育まれた風景には、歴史的な時間の積み重ねがもたらした独特な美しさとともに、豊かな文化的価値が込められている。このような風景を一般的に「文化的景観」と呼ぶ。	14
	閉鎖性水域	外部との水の交換が少ない湖沼、内湾、内海等の水域をいう。流入してくる汚濁物質が外部へ流出しにくいという特徴がある。	14
	保安林	森林の持つ水源涵養 <sup>かん</sup> や山地災害の防止等、公益的機能のうち特に重要な森林について伐採や開発に制限を加える森林のこと。特に水源涵養保安林は、水源地森林を指定し、その流域に降った雨を蓄え、ゆっくりと川に流すことで、安定した川の流れを保ち、洪水や渇水を防止する働きがある。本県では、水源涵養保安林の面積が最も多く、全体の約70%を占めている。	16
	保護水面	水産動物が産卵し、稚魚が生育し、又は水産動植物の種苗が発生するのに適している水面であつて、その保護培養のために必要な措置を講ずべき水面として水産資源保護法により都道府県知事又は農林水産大臣が指定する区域。	17
マ～	ミティゲーション	開発行為に伴って生じる自然環境、生態系への影響を各種の方法によって回避・緩和する行為のこと。	18
	藻場	海藻又は海草の群落で、海草のアマモ類等が主体の「アマモ場」、褐藻ホンダワラ類が主体の「ガラモ場」、大型褐藻のコンブ類、アラメ・カジメ類等が主体の「コンブ場」、小型海藻類が主体の「テングサ場」等がある。沿岸生態系の重要な生産者であるとともに、海産動物の生息場であり、海洋環境の安定化に大きな役割を果たしている。	2
ヤ～	遊漁	海、湖、川などで、営利に関係なくレジャーを目的に釣り、潮干狩り等を行うこと。	30
ラ～	林地開発許可制度	無秩序な開発によって水源の涵養 <sup>かん</sup> 、災害の防止、水害の防止、環境の保全等の森林の働きが損なわれるのを防ぐために、1ヘクタールを超える保安林以外の森林の開発をしようとする際に知事の許可を必要とする制度。	26